

令和 6 年

第 1 回海老名市議会定例会

議 案 書

議事日程第1号（令和6年第1回海老名市議会定例会第1日）

令和6年2月26日（月）午前9時30分開議

- | | | |
|-------|--------|----------------------------------------------------------------------------|
| 日程第1 | 議案第4号 | 海老名市一般職の職員の給与に関する条例及び海老名市一般職の会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正について |
| 日程第2 | 議案第5号 | 海老名市非常勤特別職等の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について |
| 日程第3 | 議案第6号 | 海老名市職員の公益的法人等への派遣等に関する条例の一部改正について |
| 日程第4 | 議案第7号 | 海老名市介護保険条例の一部改正について |
| 日程第5 | 議案第8号 | 海老名市介護保険給付費等準備基金条例の一部改正について |
| 日程第6 | 議案第9号 | 海老名市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準等に関する条例の一部改正について |
| 日程第7 | 議案第10号 | 海老名市国民健康保険税賦課徴収条例の一部改正について |
| 日程第8 | 議案第11号 | 海老名市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について |
| 日程第9 | 議案第12号 | 海老名市地区計画の区域内における建築物等の制限に関する条例の一部改正について |
| 日程第10 | 議案第13号 | 海老名市自転車等駐車場条例の一部改正について |
| 日程第11 | 議案第14号 | 住居表示の実施並びに町区域の設定及びこれに伴う字区域の変更について（柏ヶ谷地区） |
| 日程第12 | 議案第15号 | 住居表示の実施並びに町区域の設定及びこれに伴う字区 |

域の変更について（市役所周辺地区）

- 日程第 1 3 議案第 1 6 号 物品の取得について（令和 6 年度使用小学校教師用教科書指導書）
- 日程第 1 4 議案第 1 7 号 市道の路線廃止について（市道 1 1 5 0 号線）
- 日程第 1 5 議案第 1 8 号 海老名市副市長の選任につき同意を求めることについて
- 日程第 1 6 議案第 1 9 号 海老名市教育委員会教育長の任命につき同意を求めることについて
- 日程第 1 7 議案第 2 0 号 海老名市監査委員の選任につき同意を求めることについて
- 日程第 1 8 議案第 2 1 号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 日程第 1 9 議案第 2 2 号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 日程第 2 0 議案第 2 3 号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 日程第 2 1 議案第 2 4 号 令和 5 年度海老名市一般会計補正予算（第 1 3 号）
- 日程第 2 2 議案第 2 5 号 令和 5 年度海老名市国民健康保険事業特別会計補正予算（第 4 号）
- 日程第 2 3 議案第 2 6 号 令和 6 年度海老名市一般会計予算
- 日程第 2 4 議案第 2 7 号 令和 6 年度海老名市国民健康保険事業特別会計予算
- 日程第 2 5 議案第 2 8 号 令和 6 年度海老名市介護保険事業特別会計予算
- 日程第 2 6 議案第 2 9 号 令和 6 年度海老名市後期高齢者医療事業特別会計予算
- 日程第 2 7 議案第 3 0 号 令和 6 年度海老名市公共用地先行取得事業特別会計予算
- 日程第 2 8 議案第 3 1 号 令和 6 年度海老名市公共下水道事業会計予算

議案第 4 号

海老名市一般職の職員の給与に関する条例及び海老名市一般職の会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正について

海老名市一般職の職員の給与に関する条例及び海老名市一般職の会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

令和 6 年 2 月 2 6 日提出

海老名市長 内 野 優

提案理由

新たに在宅勤務等手当を支給したいため

海老名市一般職の職員の給与に関する条例及び海老名市一般職の会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

(海老名市一般職の職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 海老名市一般職の職員の給与に関する条例(昭和30年条例第15号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「単身赴任手当」の次に「、在宅勤務等手当」を加える。

第9条第3項第2号中「交替制勤務に従事する職員及び定年前再任用短時間勤務職員等」を「第9条の3第1項の規定により在宅勤務等手当を支給される職員、交替制勤務に従事する職員、定年前再任用短時間勤務職員等」に改める。

第9条の2の次に次の1条を加える。

(在宅勤務等手当)

第9条の3 住居その他これに準ずるものとして規則で定める場所において、正規の勤務時間(休暇により勤務しない時間その他規則で定める時間を除く。)の全部を勤務することを、規則で定める期間以上の期間について1箇月当たり平均10日を超えて命ぜられた職員には、在宅勤務等手当を支給する。

2 在宅勤務等手当の月額は、3,000円とする。

3 前2項に規定するもののほか、在宅勤務等手当の支給に関し必要な事項は、規則で定める。

(海老名市一般職の会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正)

第2条 海老名市一般職の会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例(令和元年条例第31号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「通勤手当」の次に「、在宅勤務等手当」を加える。

第8条の次に次の1条を加える。

(フルタイム会計年度任用職員の在宅勤務等手当)

第8条の2 給与条例第9条の3の規定は、フルタイム会計年度任用職員について

準用する。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

議案第 5 号

海老名市非常勤特別職等の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部
改正について

海老名市非常勤特別職等の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する
条例を別紙のとおり定める。

令和 6 年 2 月 2 6 日提出

海老名市長 内 野 優

提案理由

報酬額の見直し等を行いたいため

海老名市非常勤特別職等の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部
を改正する条例

海老名市非常勤特別職等の職員の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和31年条例第40号）の一部を次のように改正する。

別表第1を次のように改める。

別表第1（第2条関係）

職名	支給区分	金額
教育委員会委員	日額	25,000円
選挙管理委員会委員長	日額	21,600円
選挙管理委員	日額	18,000円
選挙管理委員の補充員	日額	10,000円
監査委員（識見を有する者の中から選任）	月額	120,000円
監査委員（議会議員の中から選任）	月額	43,400円
農業委員会会長	月額	67,000円
農業委員会会長職務代理者	月額	54,000円
農業委員会委員	月額	44,000円
固定資産評価審査委員会委員	日額	10,000円

別表第2中備考以外の部分を次のように改める。

別表第2（第2条関係）

職名	支給区分	金額
特別職報酬等審議会委員	日額	10,000円
公務災害補償等認定委員会委員	日額	10,000円。ただし、特に高度の知識を有する職にある者については、6,000

		円を加算する。
公務災害補償等審査会委員	日額	10,000円。ただし、特に高度の知識を有する職にある者については、6,000円を加算する。
情報公開審査会委員	日額	10,000円。ただし、特に高度の知識を有する職にある者については、6,000円を加算する。
個人情報保護審査会委員	日額	10,000円。ただし、特に高度の知識を有する職にある者については、6,000円を加算する。
行政不服審査会委員（専門委員を含む。）	日額	10,000円。ただし、特に高度の知識を有する職にある者については、6,000円を加算する。
総合計画審議会委員	日額	10,000円。ただし、大学教授若しくは准教授又はこれらに類する職にある者については、6,000円を加算する。
外部評価委員会委員	日額	14,000円
市民活動推進委員会委員	日額	10,000円
環境審議会委員（特別委員を含む。）	日額	10,000円。ただし、大学教授若しくは准教授又はこれらに類する職にある者については、6,000円を加算する。
選挙長	1 選挙	31,300円
投票管理者	日額	16,100円
期日前投票管理者	日額	14,200円
開票管理者	1 選挙	16,100円
選挙立会人	1 選挙	13,100円
投票立会人	日額	15,100円

期日前投票立会人		日額	13,300円
開票立会人		1選挙	13,100円
民生委員推薦会委員		日額	10,000円
災害弔慰金等支給審査会委員		日額	10,000円。ただし、医師及び弁護士については、6,000円を加算する。
子ども・子育て会議委員		日額	10,000円
市立保育所 嘱託医	一般医	年額	基本額 1園90,900円 加算額 園児数100人を超える場合はその超える50人（50人未満は50人に切り上げる。）当たり25,000円を加算する。
	歯科医	年額	基本額 1園45,450円 加算額 園児数100人を超える場合はその超える50人（50人未満は50人に切り上げる。）当たり12,500円を加算する。
生活保護法 嘱託医	一般医	月額	119,100円
	精神科医	月額	36,500円
	歯科医	月額	33,500円
駐留軍離職者等対策協議会委員		日額	10,000円
企業立地審査会委員		日額	10,000円
にぎわい振興審議会委員		日額	10,000円。ただし、特に高度の知識を有する職にある者については、6,000円を加算する。
農地利用最適化推進委員		月額	44,000円
都市計画審議会委員（臨時委		日額	10,000円。ただし、特に高度の知識を

員を含む。)		有する職にある者については、6,000円を加算する。
住居表示審議会委員（臨時委員を含む。）	日額	10,000円
住宅政策審議会委員	日額	10,000円。ただし、特に高度の知識を有する職にある者については、6,000円を加算する。
景観審議会委員	日額	10,000円。ただし、特に高度の知識を有する職にある者については、6,000円を加算する。
空家等対策協議会委員	日額	10,000円。ただし、特に高度の知識を有する職にある者については、6,000円を加算する。
消防運営審議会委員	日額	10,000円
消防賞慰金等審査委員会委員	日額	10,000円
消防団団長	年額	178,900円
消防団副団長	年額	142,800円
消防団分団長	年額	111,400円
消防団副分団長	年額	84,200円
消防団班長	年額	74,300円
消防団団員	年額	69,000円
消防団員	日額	水火災出動 8,000円
		警戒出動 3,000円
		訓練出動 2,500円
消防協力員	年額	20,000円
防災会議委員（専門委員を含む。）	日額	10,000円。ただし、特に高度の知識を有する職にある者については、6,000

			円を加算する。
国民保護協議会委員（専門委員を含む。）	日額		10,000円。ただし、特に高度の知識を有する職にある者については、6,000円を加算する。
地震災害警戒本部員	日額		10,000円。ただし、特に高度の知識を有する職にある者については、6,000円を加算する。
奨学生選考委員会委員	日額		10,000円
いじめ問題対策連絡協議会委員	日額		10,000円
いじめ対策調査会委員	日額		10,000円。ただし、特に高度の知識を有する職にある者については、6,000円を加算する。
いじめ対策再調査会委員	日額		10,000円。ただし、特に高度の知識を有する職にある者については、6,000円を加算する。
教育支援センター運営協議会委員	日額		10,000円
学校運営協議会委員	日額		2,000円
学校医	一般医	年額	<p>基本額 1校192,000円</p> <p>加算額 児童生徒数に200円を乗じた額を加算する。ただし、1校につき2名配置の場合は、加算額を2分の1とする。</p> <p>会議等の出席及び学校保健関係の相談業務を行う場合は、16,000円を加算する。</p>

	歯科医	年額	基本額 1校192,000円 加算額 児童生徒数に100円を乗じた額を加算する。ただし、1校につき2名配置の場合は、加算額を2分の1とする。
	眼科医 耳鼻咽喉科医	年額	基本額 1校64,000円 加算額 児童生徒数に200円を乗じた額を加算する。ただし、1校につき2名配置の場合は、加算額を2分の1とする。
学校薬剤師		年額	192,000円
社会教育委員		日額	10,000円
文化財保護審議会委員（臨時委員及び専門委員を含む。）		日額	10,000円。ただし、大学教授若しくは准教授又はこれらに類する職にある者については、6,000円を加算する。
スポーツ振興審議会委員		日額	10,000円。ただし、特に高度の知識を有する職にある者については、6,000円を加算する。
スポーツ推進委員		年額	34,500円
国民健康保険運営協議会委員		日額	10,000円。ただし、特に高度の知識を有する職にある者については、6,000円を加算する。
下水道運営審議会委員		日額	10,000円
介護保険運営協議会委員		日額	10,000円。ただし、特に高度の知識を有する職にある者については、6,000円を加算する。
介護認定審査会委員		日額	19,000円。ただし、医師及び歯科医師

		については、6,000円を加算する。
障害支援区分認定等審査会委員	日額	19,000円。ただし、医師については、6,000円を加算する。
技術顧問	日額	14,100円以内で市長が定める額

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

議案第 6 号

海老名市職員の公益的法人等への派遣等に関する条例の一部改正について

海老名市職員の公益的法人等への派遣等に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

令和 6 年 2 月 2 6 日提出

海老名市長 内 野 優

提案理由

職員を派遣できる団体に一般社団法人海老名市障がい者サポートセンターを加えたため

海老名市職員の公益的法人等への派遣等に関する条例の一部を改正する
条例

海老名市職員の公益的法人等への派遣等に関する条例（平成16年条例第1号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中第2号を第3号とし、第1号の次に次の1号を加える。

(2) 一般社団法人海老名市障がい者サポートセンター

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

議案第 7 号

海老名市介護保険条例の一部改正について

海老名市介護保険条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

令和 6 年 2 月 2 6 日提出

海老名市長 内 野 優

提案理由

介護保険法の規定に基づく保健福祉事業について定め、及び令和 6 年度から令和 8 年度までの第 9 期介護保険事業計画期間に係る介護保険料を改定するため

海老名市介護保険条例の一部を改正する条例

海老名市介護保険条例（平成12年条例第23号）の一部を次のように改正する。

第2条の3の次に次の1条を加える。

（保健福祉事業）

第2条の4 市は、法第115条の49に規定する保健福祉事業を行う。

2 前項の保健福祉事業に関し必要な事項は、規則で定める。

第3条第1項中「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に改め、同項第1号中「21,756円」を「18,300円」に改め、同項第2号中「37,296円」を「31,152円」に改め、同項第3号中「40,404円」を「43,992円」に改め、同項第4号中「54,696円」を「56,520円」に改め、同項第5号中「62,160円」を「64,236円」に改め、同項第6号中「71,484円」を「73,860円」に改め、同項第7号中「80,808円」を「83,496円」に改め、同項第8号中「101,940円」を「105,336円」に改め、同号ア中「3,500,000円」を「3,000,000円」に改め、同項第9号中「106,908円」を「111,120円」に改め、同号ア中「3,500,000円以上5,000,000円未満」を「3,000,000円以上4,000,000円未満」に改め、同項第10号中「124,320円」を「116,904円」に改め、同号ア中「5,000,000円以上7,000,000円未満」を「4,000,000円以上5,000,000円未満」に改め、同項第11号中「128,040円」を「132,960円」に改め、同号ア中「7,000,000円以上10,000,000円未満」を「5,000,000円以上6,000,000円未満」に改め、同項第12号を次のように改める。

(12) 次のいずれかに該当する者 134,892円

ア 合計所得金額が6,000,000円以上7,000,000円未満の者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（（1）に係る部分を除く。）に該当する者を除く。）

第3条第1項に次の4号を加える。

(13) 次のいずれかに該当する者 144,528円

ア 合計所得金額が7,000,000円以上8,500,000円未満の者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（（1）に係る部分を除く。）に該当する者を除く。）

(14) 次のいずれかに該当する者 147,732円

ア 合計所得金額が8,500,000円以上10,000,000円未満の者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（（1）に係る部分を除く。）に該当する者を除く。）

(15) 次のいずれかに該当する者 150,948円

ア 合計所得金額が10,000,000円以上15,000,000円未満の者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（（1）に係る部分を除く。）に該当する者を除く。）

(16) 前各号のいずれにも該当しない者 154,164円

第3条第2項中「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に、「9,324円」を「9,624円」に改め、同条第3項中「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に、「9,324円」を「9,624円」に、「21,756円」を「22,476円」に改め、同条第4項

中「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に、「9,324円」を「9,624円」に、「37,296円」を「38,532円」に改める。

附則第7条を削る。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の第3条の規定は、令和6年度以後の年度分の保険料について適用し、令和5年度分までの保険料については、なお従前の例による。

議案第 8 号

海老名市介護保険給付費等準備基金条例の一部改正について

海老名市介護保険給付費等準備基金条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

令和 6 年 2 月 2 6 日提出

海老名市長 内 野 優

提案理由

介護保険法の規定に基づく保健福祉事業の財源としたいため

海老名市介護保険給付費等準備基金条例の一部を改正する条例

海老名市介護保険給付費等準備基金条例（平成12年条例第19号）の一部を次のように改正する。

第6条第1号中「及び地域支援事業費」を「、地域支援事業費及び保健福祉事業費」に改める。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

議案第9号

海老名市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準等に関する条例の一部改正について

海老名市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準等に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

令和6年2月26日提出

海老名市長 内 野 優

提案理由

国の指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準の改正に伴い、所要の改正を行うため

海老名市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準等に関する条例の一部を改正する条例

海老名市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準等に関する条例（平成26年条例第45号）の一部を次のように改正する。

第5条中「指定介護予防支援事業者」を「地域包括支援センターの設置者である指定介護予防支援事業者」に改め、「（以下「指定介護予防支援事業所」という。）」を削り、同条に次の1項を加える。

2 指定居宅介護支援事業者である指定介護予防支援事業者は、当該指定に係る事業所ごとに1以上の員数の指定介護予防支援の提供に当たる必要な数の介護支援専門員を置かなければならない。

第6条第1項中「指定介護予防支援事業所」を「当該指定に係る事業所（以下「指定介護予防支援事業所」という。）」に改め、同条第2項中「前項に規定する」を「地域包括支援センターの設置者である指定介護予防支援事業者が前項の規定により置く」に改め、同条に次の2項を加える。

3 指定居宅介護支援事業者である指定介護予防支援事業者が第1項の規定により置く管理者は、介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）第140条の6第1号イ（3）に規定する主任介護支援専門員（以下この項において「主任介護支援専門員」という。）でなければならない。ただし、主任介護支援専門員の確保が著しく困難である等やむを得ない理由がある場合については、介護支援専門員（主任介護支援専門員を除く。）を第1項に規定する管理者とすることができる。

4 前項の管理者は、専らその職務に従事する者でなければならない。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。

（1） 管理者がその管理する指定介護予防支援事業所の介護支援専門員の職務に従

事する場合

(2) 管理者が他の事業所の職務に従事する場合（その管理する指定介護予防支援事業所の管理に支障がない場合に限る。）

第7条第2項中「あらかじめ」の次に「、利用者又はその家族に対し」を加え、同条第3項中「担当職員」の次に「（指定居宅介護支援事業者である指定介護予防支援事業者の場合にあっては介護支援専門員。以下この章及び次章において同じ。）」を加える。

第13条に次の2項を加える。

- 2 指定居宅介護支援事業者である指定介護予防支援事業者は、前項の利用料のほか、利用者の選定により通常の事業の実施地域以外の地域の居宅を訪問して指定介護予防支援を行う場合には、それに要した交通費の支払を利用者から受けることができる。
- 3 指定居宅介護支援事業者である指定介護予防支援事業者は、前項に規定する費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービス内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得なければならない。

第14条中「前条」を「前条第1項」に改める。

第15条中「指定介護予防支援事業者」を「地域包括支援センターの設置者である指定介護予防支援事業者」に改め、同条第4号中「第4章の規定」を「次章の規定（第33条第29号の規定を除く。）」に改める。

第24条第1項中「重要事項」の次に「（以下この条において単に「重要事項」という。）」を加え、同条第2項中「前項に規定する事項」を「重要事項」に、「同項」を「前項」に改め、同条に次の1項を加える。

- 3 指定介護予防支援事業者は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。

第31条第2項第2号エ中「に規定する」を「の規定による」に改め、同項第5号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第6号とし、同項第4号中

「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第5号とし、同項第3号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第4号とし、同号の前に次の1号を加える。

- (3) 第33条第2号の3の規定による身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（第33条第2号の2及び第2号の3において「身体的拘束等」という。）の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

第33条第2号の次に次の2号を加える。

- (2)の2 指定介護予防支援の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。
- (2)の3 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

第33条第16号ア中「及びサービスの評価期間が終了する月並びに利用者の状況に著しい変化があったときは、利用者の居宅を訪問し」を削り、同号ウを同号オとし、同号イ中「訪問しない月」の次に「（ただし書の規定によりテレビ電話装置等を活用して利用者に面接する月を除く。）」を加え、同号イを同号エとし、同号アの次に次のように加える。

- イ アの規定による面接は、利用者の居宅を訪問することによって行うこと。ただし、次のいずれにも該当する場合であって、サービスの提供を開始する月の翌月から起算して3月ごとの期間（以下この号において単に「期間」という。）について、少なくとも連続する2期間に1回、利用者の居宅を訪問し、面接するときは、利用者の居宅を訪問しない期間において、テレビ電話装置等を活用して、利用者に面接することができる。
- (ア) テレビ電話装置等を活用して面接を行うことについて、文書により利用者の同意を得ていること。

- (イ) サービス担当者会議等において、次に掲げる事項について主治の医師、

担当者その他の関係者の合意を得ていること。

- a 利用者の心身の状況が安定していること。
- b 利用者がテレビ電話装置等を活用して意思疎通を行うことができること。
- c 担当職員が、テレビ電話装置等を活用したモニタリングでは把握できない情報について、担当者から提供を受けること。

ウ サービスの評価期間が終了する月及び利用者の状況に著しい変化があったときは、利用者の居宅を訪問し、利用者に面接すること。

第33条に次の1号を加える。

- (29) 指定居宅介護支援事業者である指定介護予防支援事業者は、法第115条の30の2第1項の規定により市長から情報の提供を求められた場合には、その求めに応じなければならない。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(重要事項の掲示に係る経過措置)

- 2 この条例の施行の日から令和7年3月31日までの間は、改正後の海老名市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準等に関する条例（以下「新指定介護予防支援等基準条例」という。）第24条第3項（新指定介護予防支援等基準条例第35条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、同項中「指定介護予防支援事業者は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。」とあるのは「削除」とする。

議案第10号

海老名市国民健康保険税賦課徴収条例の一部改正について

海老名市国民健康保険税賦課徴収条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

令和6年2月26日提出

海老名市長 内 野 優

提案理由

国民健康保険税の税率等を改定したいため

海老名市国民健康保険税賦課徴収条例の一部を改正する条例

海老名市国民健康保険税賦課徴収条例（昭和31年条例第29号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「100分の5.50」を「100分の6.06」に改める。

第5条中「23,700円」を「28,000円」に改める。

第6条第1号中「18,600円」を「21,500円」に改め、同条第2号中「9,300円」を「10,750円」に改め、同条第3号中「13,950円」を「16,125円」に改める。

第7条中「100分の2.20」を「100分の2.60」に改める。

第8条中「9,500円」を「12,000円」に改める。

第9条第1号中「7,600円」を「9,400円」に改め、同条第2号中「3,800円」を「4,700円」に改め、同条第3号中「5,700円」を「7,050円」に改める。

第10条中「100分の2.10」を「100分の2.42」に改める。

第11条中「10,800円」を「12,800円」に改める。

第12条中「6,000円」を「7,100円」に改める。

第24条第1項第1号ア中「16,590円」を「19,600円」に改め、同号イ(ア)中「13,020円」を「15,050円」に改め、同号イ(イ)中「6,510円」を「7,525円」に改め、同号イ(ウ)中「9,765円」を「11,287円」に改め、同号ウ中「6,650円」を「8,400円」に改め、同号エ(ア)中「5,320円」を「6,580円」に改め、同号エ(イ)中「2,660円」を「3,290円」に改め、同号エ(ウ)中「3,990円」を「4,935円」に改め、同号オ中「7,560円」を「8,960円」に改め、同号カ中「4,200円」を「4,970円」に改め、同項第2号ア中「11,850円」を「14,000円」に改め、同号イ(ア)中「9,300円」を「10,750円」に改め、同号イ(イ)中「4

、650円」を「5,375円」に改め、同号イ(ウ)中「6,975円」を「8,062円」に改め、同号ウ中「4,750円」を「6,000円」に改め、同号エ(ア)中「3,800円」を「4,700円」に改め、同号エ(イ)中「1,900円」を「2,350円」に改め、同号エ(ウ)中「2,850円」を「3,525円」に改め、同号オ中「5,400円」を「6,400円」に改め、同号カ中「3,000円」を「3,550円」に改め、同項第3号ア中「4,740円」を「5,600円」に改め、同号イ(ア)中「3,720円」を「4,300円」に改め、同号イ(イ)中「1,860円」を「2,150円」に改め、同号イ(ウ)中「2,790円」を「3,225円」に改め、同号ウ中「1,900円」を「2,400円」に改め、同号エ(ア)中「1,520円」を「1,880円」に改め、同号エ(イ)中「760円」を「940円」に改め、同号エ(ウ)中「1,140円」を「1,410円」に改め、同号オ中「2,160円」を「2,560円」に改め、同号カ中「1,200円」を「1,420円」に改め、同条第2項第1号ア中「3,555円」を「4,200円」に改め、同号イ中「5,925円」を「7,000円」に改め、同号ウ中「9,480円」を「11,200円」に改め、同号エ中「11,850円」を「14,000円」に改め、同項第2号ア中「1,425円」を「1,800円」に改め、同号イ中「2,375円」を「3,000円」に改め、同号ウ中「3,800円」を「4,800円」に改め、同号エ中「4,750円」を「6,000円」に改める。

附則に次の1条を加える。

(令和6年度分の国民健康保険税の特例)

第8条 令和6年度分の国民健康保険税についての第4条から第12条まで及び第24条の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第4条第1項	100分の6.06	100分の5.78
第5条	28,000円	25,800円
第6条第1号	21,500円	20,000円
第6条第2号	10,750円	10,000円

第6条第3号	16,125円	15,000円
第7条	100分の2.60	100分の2.40
第8条	12,000円	10,700円
第9条第1号	9,400円	8,500円
第9条第2号	4,700円	4,250円
第9条第3号	7,050円	6,375円
第10条	100分の2.42	100分の2.26
第11条	12,800円	11,800円
第12条	7,100円	6,500円
第24条第1項第1号ア	19,600円	18,060円
第24条第1項第1号イ(ア)	15,050円	14,000円
第24条第1項第1号イ(イ)	7,525円	7,000円
第24条第1項第1号イ(ウ)	11,287円	10,500円
第24条第1項第1号ウ	8,400円	7,490円
第24条第1項第1号エ(ア)	6,580円	5,950円
第24条第1項第1号エ(イ)	3,290円	2,975円
第24条第1項第1号エ(ウ)	4,935円	4,462円
第24条第1項第1号オ	8,960円	8,260円
第24条第1項第1号カ	4,970円	4,550円
第24条第1項第2号ア	14,000円	12,900円
第24条第1項第2号イ(ア)	10,750円	10,000円
第24条第1項第2号イ(イ)	5,375円	5,000円
第24条第1項第2号イ(ウ)	8,062円	7,500円
第24条第1項第2号ウ	6,000円	5,350円
第24条第1項第2号エ(ア)	4,700円	4,250円
第24条第1項第2号エ(イ)	2,350円	2,125円

第24条第1項第2号エ(ウ)	3,525円	3,187円
第24条第1項第2号オ	6,400円	5,900円
第24条第1項第2号カ	3,550円	3,250円
第24条第1項第3号ア	5,600円	5,160円
第24条第1項第3号イ(ア)	4,300円	4,000円
第24条第1項第3号イ(イ)	2,150円	2,000円
第24条第1項第3号イ(ウ)	3,225円	3,000円
第24条第1項第3号ウ	2,400円	2,140円
第24条第1項第3号エ(ア)	1,880円	1,700円
第24条第1項第3号エ(イ)	940円	850円
第24条第1項第3号エ(ウ)	1,410円	1,275円
第24条第1項第3号オ	2,560円	2,360円
第24条第1項第3号カ	1,420円	1,300円
第24条第2項第1号ア	4,200円	3,870円
第24条第2項第1号イ	7,000円	6,450円
第24条第2項第1号ウ	11,200円	10,320円
第24条第2項第1号エ	14,000円	12,900円
第24条第2項第2号ア	1,800円	1,605円
第24条第2項第2号イ	3,000円	2,675円
第24条第2項第2号ウ	4,800円	4,280円
第24条第2項第2号エ	6,000円	5,350円

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(適用区分)

- 2 この条例による改正後の海老名市国民健康保険税賦課徴収条例の規定は、令和6

年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和5年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

議案第 1 1 号

海老名市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について

海老名市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

令和 6 年 2 月 2 6 日提出

海老名市長 内 野 優

提案理由

国の特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準の改正に伴い、所要の改正を行うため

海老名市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

海老名市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成26年条例第29号）の一部を次のように改正する。

第2条第19号中「第7条第10項第5号」を「第27条第1項」に改める。

第8条中「場合は、」の次に「必要に応じて」を、「支給認定証」の次に「（教育・保育給付認定保護者が支給認定証の交付を受けていない場合にあっては、子ども・子育て支援法施行規則（平成26年内閣府令第44号）第7条第2項の規定による通知）」を加える。

第23条の見出しを「掲示等」に改め、同条中「掲示しなければならない」を「掲示するとともに、電気通信回線に接続して行う自動公衆送信（公衆によって直接受信されることを目的として公衆からの求めに応じ自動的に送信を行うことをいい、放送又は有線放送に該当するものを除く。）により公衆の閲覧に供しなければならない」に改める。

第35条第3項中「、「法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数」とあるのは「法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数」と」を削る。

第36条第3項中「第6条第2項中」の次に「「特定教育・保育施設（認定こども園又は幼稚園に限る。以下この項において同じ。））」とあるのは「特定教育・保育施設（特別利用教育を提供している施設に限る。以下この項において同じ。））」と、「」を、「第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもの数」と」の次に「、「法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数」とあるのは「法第19条第1号又は第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数」と」を加える。

第53条第2項第2号中「磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ず

る方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物」を「電磁的記録媒体（電磁的記録に係る記録媒体をいう。）」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第 2 3 条の改正規定は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

議案第 1 2 号

海老名市地区計画の区域内における建築物等の制限に関する条例の一部
改正について

海老名市地区計画の区域内における建築物等の制限に関する条例の一部を改正する
条例を別紙のとおり定める。

令和 6 年 2 月 2 6 日 提出

海老名市長 内 野 優

提案理由

海老名市役所周辺地区地区計画の決定に伴い、当該地区計画の区域内における建築物等の制限について必要な事項を定めたいため

海老名市地区計画の区域内における建築物等の制限に関する条例の一部
を改正する条例

海老名市地区計画の区域内における建築物等の制限に関する条例（平成17年条例第12号）の一部を次のように改正する。

別表第1中6の項を削り、7の項を6の項とし、8の項から10の項までを1項ずつ繰り上げ、同表に次のように加える。

10	海老名市役所周辺地区地区計画	都市計画法第20条第1項の規定により告示された海老名市役所周辺地区地区計画の区域のうち、地区整備計画が定められた地域
----	----------------	------------------------------------------------------------

別表第2中6の表を削り、7の表を6の表とし、8の表から10の表までを1表ずつ繰り上げ、別表第2に次の1表を加える。

10 海老名市役所周辺地区地区計画

(1) A地区

地区の区分		海老名市役所周辺地区
		A地区
ア	建築物の用途の制限	—
イ	容積率の最高限度	—
ウ	容積率の最低限度	—
エ	建蔽率の制限	—
オ	建築物の建築面積の最低限度	—
カ	建築物の敷地面積の最低限度	—

キ	壁面の位置の制限	<p>建築物（門又は塀を除く。）の外壁又はこれに代わる柱の面から道路境界線までの距離は1.0m以上とし、敷地境界線までの距離は0.6m以上とする。</p> <p>ただし、次の各号のいずれかに該当する建築物及び建築物の部分は、この限りでない。</p> <p>(1) 自動車車庫の用途に供し、軒の高さが2.3m以下であるもの</p> <p>(2) 外壁又はこれに代わる柱の中心線の長さの合計が3.0m以下であるもの</p> <p>(3) 物置その他これに類する用途に供し、軒の高さが2.3m以下で、かつ、床面積の合計が5.0㎡以内であるもの</p>
ク	建築物の高さの最高限度等	—
ケ	垣又は柵の構造等の制限	道路及び緑地に面する垣又は柵は、生垣又は透視可能なフェンス等とする。ただし、フェンス等の基礎の高さは地盤面から0.6mを限度とする。
コ	建築物の緑化率の最低限度	—

(2) B地区

地区の区分		海老名市役所周辺地区			
		B-1北地区	B-1南地区	B-2地区	B-3地区
ア	建築物の用途の制限	次に掲げる建築物は、建築してはならない。	次に掲げる建築物は、建築してはならない。	次に掲げる建築物は、建築してはならない。	次に掲げる建築物は、建築してはならない。

		<p>(1) 店舗、飲食店の用途に供する部分の床面積の合計が3,000㎡を超えるもの</p> <p>(2) ホテル又は旅館</p> <p>(3) ボーリング場、スケート場、水泳場その他これらに類する建築基準法施行令第130条の6の2に規定する運動施設</p> <p>(4) カラオケボックスその他</p>	<p>(1) 住宅（兼用住宅を含む。）</p> <p>(2) 店舗、飲食店の用途に供する部分の床面積の合計が3,000㎡を超えるもの</p> <p>(3) ホテル又は旅館</p> <p>(4) ボーリング場、スケート場、水泳場その他これらに類する建築基準法施行令第130条の6の2に規定する</p>	<p>(1) 店舗、飲食店の用途に供する部分の床面積の合計が3,000㎡を超えるもの</p> <p>(2) ホテル又は旅館</p> <p>(3) ボーリング場、スケート場、水泳場その他これらに類する建築基準法施行令第130条の6の2に規定する</p> <p>(4) カラオケボックスその他</p>	<p>(1) ホテル又は旅館</p> <p>(2) カラオケボックスその他これに類するもの</p> <p>(3) マージャン屋、ぱちんこ屋、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類するもの</p> <p>(4) 自動車教習所</p> <p>(5) 畜舎（ペットショップ、動物病院等に附属するもの</p>
--	--	----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

		<p>これに類するもの</p> <p>(5) マージャン屋、ぱちんこ屋、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類するもの</p> <p>(6) 自動車教習所</p> <p>(7) 畜舎（ペットシヨップ、動物病院等に附属するものを除く。）</p>	<p>運動施設</p> <p>(5) カラオケボックスその他これに類するもの</p> <p>(6) マージャン屋、ぱちんこ屋、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類するもの</p> <p>(7) 自動車教習所</p> <p>(8) 畜舎（ペットシヨップ、動物病院等に附属するものを除く。）</p>	<p>これに類するもの</p> <p>(5) マージャン屋、ぱちんこ屋、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類するもの</p> <p>(6) 自動車教習所</p> <p>(7) 畜舎（ペットシヨップ、動物病院等に附属するものを除く。）</p>	<p>を除く。）</p>
--	--	-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	--------------

)		
イ	容積率の最高限度	—		
ウ	容積率の最低限度	—		
エ	建蔽率の制限	—		
オ	建築物の建築面積の最低限度	—		
カ	建築物の敷地面積の最低限度	<p>120㎡</p> <p>ただし、次の各号のいずれかに該当する土地についてはこの限りでない。</p> <p>(1) 当該地区計画の都市計画決定時点において、当該土地の面積が120㎡未満で、かつ、その全部を一の敷地として使用する土地</p> <p>(2) 公衆便所、巡査派出所その他これらに類する公益上必要な建築物の敷地として使用する土地</p>		
キ	壁面の位置の制限	<p>建築物（門又は塀を除く。）の外壁又はこれに代わる柱の面から道路境界線までの距離は1.0m以上とし、敷地境界線までの距離は0.6m以上とする。ただし、次の各号のいずれかに該当する建築物及び建築物の部分は、この限りでない。</p> <p>(1) 自動車車庫の用途に供し、軒の高さが2.3m以下であるもの</p> <p>(2) 外壁又はこれに代わる柱の中心線の長さの合計が3.0m以下であるもの</p>		

		(3) 物置その他これに類する用途に供し、軒の高さが2.3m以下で、かつ、床面積の合計が5.0㎡以内であるもの	
ク	建築物の高さの最高限度等	31m	45m
ケ	垣又は柵の構造等の制限	道路及び緑地に面する垣又は柵は、生垣又は透視可能なフェンス等とする。ただし、フェンス等の基礎の高さは地盤面から0.6mを限度とする。	
コ	建築物の緑化率の最低限度	—	

(3) C地区

地区の区分		海老名市役所周辺地区		
		C-1地区	C-2地区	C-3地区
ア	建築物の用途の制限	次に掲げる建築物は、建築してはならない。 (1) 店舗、飲食店の用途に供する部分の床面積の合計が10,000㎡を超えるもの (2) ホテル又は旅館 (3) カラオケボックスその他これ	次に掲げる建築物は、建築してはならない。 (1) ホテル又は旅館 (2) マージャン屋、ぱちんこ屋、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類するもの	次に掲げる建築物は、建築してはならない。 (1) 店舗、飲食店の用途に供する部分の床面積の合計が10,000㎡を超えるもの (2) ホテル又は旅館 (3) カラオケボックスその他これ

	<p>に類するもの</p> <p>(4) マージャン屋、ぱちんこ屋、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類するもの</p> <p>(5) 劇場、映画館、演芸場若しくは観覧場又はナイトクラブその他これに類する建築基準法施行令第130条の7の3に規定するもの</p> <p>(6) 自動車教習所</p> <p>(7) 倉庫業を営む倉庫</p> <p>(8) 畜舎（ペットショップ、動物病院等に附属するものを除く。）</p> <p>(9) 原動機を使用する工場（店舗</p>	<p>(3) 自動車教習所</p> <p>(4) 倉庫業を営む倉庫</p> <p>(5) 畜舎（ペットショップ、動物病院等に附属するものを除く。）</p> <p>(6) 原動機を使用する工場（店舗及び飲食店に附属するものを除く。）</p>	<p>に類するもの</p> <p>(4) マージャン屋、ぱちんこ屋、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類するもの</p> <p>(5) 劇場、映画館、演芸場若しくは観覧場又はナイトクラブその他これに類する建築基準法施行令第130条の7の3に規定するもの</p> <p>(6) 自動車教習所</p> <p>(7) 倉庫業を営む倉庫</p> <p>(8) 畜舎（ペットショップ、動物病院等に附属するものを除く。）</p> <p>(9) 原動機を使用する工場（店舗</p>
--	----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

		及び飲食店に附属するものを除く。)		及び飲食店に附属するものを除く。)
イ	容積率の最高限度	—		
ウ	容積率の最低限度	—		
エ	建蔽率の制限	7/10		
オ	建築物の建築面積の最低限度	—		
カ	建築物の敷地面積の最低限度	<p>120㎡</p> <p>ただし、次の各号のいずれかに該当する土地についてはこの限りでない。</p> <p>(1) 当該地区計画の都市計画決定時点において、当該土地の面積が120㎡未満で</p>	<p>500㎡</p> <p>ただし、次の各号のいずれかに該当する土地についてはこの限りでない。</p> <p>(1) 当該地区計画の都市計画決定時点において、当該土地の面積が120㎡未満で</p>	<p>120㎡</p> <p>ただし、次の各号のいずれかに該当する土地についてはこの限りでない。</p> <p>(1) 当該地区計画の都市計画決定時点において、当該土地の面積が120㎡未満で</p>

		<p>、かつ、その全部を一の敷地として使用する土地</p> <p>(2) 公衆便所、巡查派出所その他これらに類する公益上必要な建築物の敷地として使用する土地</p>	<p>、かつ、その全部を一の敷地として使用する土地</p> <p>(2) 当該地区計画の都市計画決定時点において、当該土地の面積が120㎡以上500㎡未満の土地（ただし、敷地面積の最低限度を120㎡とする。）</p> <p>(3) 公衆便所、巡查派出所その他これらに類する公益上必要な建築物の敷地として使用する土地</p>	<p>、かつ、その全部を一の敷地として使用する土地</p> <p>(2) 公衆便所、巡查派出所その他これらに類する公益上必要な建築物の敷地として使用する土地</p>
キ	壁面の位置の制限	<p>建築物（門又は塀を除く。）の外壁又はこれに代わる柱の面から道路境界線及び敷地境界線までの距離は1.0m以上とする。ただし、次の各号のいずれかに該当する建築物及び建築物の部分は、この限りでない。</p> <p>(1) 自動車車庫の用途に供し、軒の高さが2.3m以下であるもの</p> <p>(2) 外壁又はこれに代わる柱の中心線の長さの合計が3.0m以</p>		

		下であるもの (3) 物置その他これに類する用途に供し、軒の高さが2.3m以下で、かつ、床面積の合計が5.0㎡以内であるもの
ク	建築物 の高さ の最高 限度等	45m
ケ	垣又は 柵の構 造等の 制限	道路及び緑地に面する垣又は柵は、生垣又は透視可能なフェンス等とする。ただし、フェンス等の基礎の高さは地盤面から0.6mを限度とする。
コ	建築物 の緑化 率の最 低限度	敷地面積に対して3%以上

(4) D地区

地区の区分		海老名市役所周辺地区		
		D-1地区	D-2地区	D-3地区
ア	建築物 の用途 の制限	次に掲げる建築物は、建築してはならない。 (1) 店舗、飲食店の用途に供する部分の床面積の合計が10,000㎡を超えるもの	次に掲げる建築物は、建築してはならない。 (1) 店舗、飲食店の用途に供する部分の床面積の合計が10,000㎡を超えるもの	次に掲げる建築物は、建築してはならない。 (1) 店舗、飲食店の用途に供する部分の床面積の合計が3,000㎡を超えるもの

(2) ホテル又は旅館

(3) カラオケボックスその他これに類するもの

(4) マージャン屋、ぱちんこ屋、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類するもの

(5) 劇場、映画館、演芸場若しくは観覧場又はナイトクラブその他これに類する建築基準法施行令第130条の7の3に規定するもの

(6) 自動車教習所

(7) 倉庫業を営む倉庫

(8) 畜舎（ペットショップ、動物病院等に附属す

(2) ホテル又は旅館

(3) ボーリング場、スケート場、水泳場その他これらに類する建築基準法施行令第130条の6の2に規定する運動施設

(4) カラオケボックスその他これに類するもの

(5) マージャン屋、ぱちんこ屋、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類するもの

(6) 劇場、映画館、演芸場若しくは観覧場又はナイトクラブその他これに類する建築基準法施行令第130条の7

(2) ホテル又は旅館

(3) ボーリング場、スケート場、水泳場その他これらに類する建築基準法施行令第130条の6の2に規定する運動施設

(4) カラオケボックスその他これに類するもの

(5) マージャン屋、ぱちんこ屋、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類するもの

(6) 劇場、映画館、演芸場若しくは観覧場又はナイトクラブその他これに類する建築基準法施行令第130条の7

		<p>るものを除く。)</p> <p>(9) 原動機を使用する工場（店舗及び飲食店に附属するものを除く。）</p>	<p>の3に規定するもの</p> <p>(7) 自動車教習所 (8) 倉庫業を営む倉庫（当該建築物における床面積の合計に対する当該用途に供する部分の割合が1/2未満で、かつ、2階以上の階に駐車機能を有した荷捌き場を設けないものを除く。）</p> <p>(9) 畜舎（ペットショップ、動物病院等に附属するものを除く。）</p>	<p>の3に規定するもの</p> <p>(7) 自動車教習所 (8) 倉庫業を営む倉庫 (9) 畜舎（ペットショップ、動物病院等に附属するものを除く。）</p> <p>(10) 原動機を使用する工場（店舗及び飲食店に附属するものを除く。）</p>
イ	容積率の最高限度	—		
ウ	容積率の最低限度	—		

エ	建蔽率 の制限	—		
オ	建築物 の建築 面積の 最低限 度	—		
カ	建築物 の敷地 面積の 最低限 度	<p>120㎡</p> <p>ただし、次の各号 のいずれかに該当す る土地についてはこ の限りでない。</p> <p>(1) 当該地区計画 の都市計画決定 時点において、 当該土地の面積 が120㎡未満で 、かつ、その全 部を一の敷地と して使用する土 地</p> <p>(2) 公衆便所、巡 査派出所その他 これらに類する 公益上必要な建 築物の敷地とし</p>	<p>500㎡</p> <p>ただし、次の各号 のいずれかに該当す る土地についてはこ の限りでない。</p> <p>(1) 当該地区計画 の都市計画決定 時点において、 当該土地の面積 が120㎡未満で 、かつ、その全 部を一の敷地と して使用する土 地</p> <p>(2) 当該地区計画 の都市計画決定 時点において、 当該土地の面積 が120㎡以上500</p>	<p>120㎡</p> <p>ただし、次の各号 のいずれかに該当す る土地についてはこ の限りでない。</p> <p>(1) 当該地区計画 の都市計画決定 時点において、 当該土地の面積 が120㎡未満で 、かつ、その全 部を一の敷地と して使用する土 地</p> <p>(2) 公衆便所、巡 査派出所その他 これらに類する 公益上必要な建 築物の敷地とし</p>

		て使用する土地	<p>m²未満の土地（ただし、敷地面積の最低限度を120m²とする。）</p> <p>(3) 公衆便所、巡查派出所その他これらに類する公益上必要な建築物の敷地として使用する土地</p>	て使用する土地
キ	壁面の位置の制限	<p>建築物（門又は塀を除く。）の外壁又はこれに代わる柱の面から道路境界線及び敷地境界線までの距離は1.0m以上とする。ただし、次の各号のいずれかに該当する建築物及び建築物の部分は、この限りでない。</p> <p>(1) 自動車車庫の用途に供し、軒の高さが2.3m以下であるもの</p> <p>(2) 外壁又はこれ</p>	<p>建築物（門又は塀を除く。）の外壁又はこれに代わる柱の面から区画道路7号までの距離は2.0m以上とし、その他の道路境界線及び敷地境界線までの距離は1.0m以上とする。ただし、次の各号のいずれかに該当する建築物及び建築物の部分は、この限りでない。</p> <p>(1) 自動車車庫の用途に供し、軒の高さが2.3m以下であるもの</p> <p>(1) 自動車車庫の用途に供し、軒</p>	<p>建築物（門又は塀を除く。）の外壁又はこれに代わる柱の面から道路境界線及び敷地境界線までの距離は1.0m以上とする。ただし、次の各号のいずれかに該当する建築物及び建築物の部分は、この限りでない。</p> <p>(1) 自動車車庫の用途に供し、軒の高さが2.3m以下であるもの</p> <p>(2) 外壁又はこれ</p>

		<p>に代わる柱の中心線の長さの合計が3.0m以下であるもの</p> <p>(3) 物置その他これに類する用途に供し、軒の高さが2.3m以下で、かつ、床面積の合計が5.0㎡以内であるもの</p>	<p>の高さが2.3m以下であるもの</p> <p>(2) 外壁又はこれに代わる柱の中心線の長さの合計が3.0m以下であるもの</p> <p>(3) 物置その他これに類する用途に供し、軒の高さが2.3m以下で、かつ、床面積の合計が5.0㎡以内であるもの</p>	<p>に代わる柱の中心線の長さの合計が3.0m以下であるもの</p> <p>(3) 物置その他これに類する用途に供し、軒の高さが2.3m以下で、かつ、床面積の合計が5.0㎡以内であるもの</p>
ク	建築物の高さの最高限度等	45m		
ケ	垣又は柵の構造等の制限	道路及び緑地に面する垣又は柵は、生垣又は透視可能なフェンス等とする。ただし、フェンス等の基礎の高さは地盤面から0.6mを限度とする。		
コ	建築物の緑化率の最	敷地面積に対して3%以上		

低限度	
-----	--

(5) E地区

地区の区分		海老名市役所周辺地区
		E地区
ア	建築物の用途の制限	次に掲げる建築物は、建築してはならない。 (1) 住宅（兼用住宅を含む。） (2) 店舗、飲食店の用途に供する部分の床面積の合計が500㎡を超えるもの (3) ホテル又は旅館 (4) ボーリング場、スケート場、水泳場その他これらに類する建築基準法施行令第130条の6の2に規定する運動施設 (5) カラオケボックスその他これに類するもの (6) マージャン屋、ぱちんこ屋、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類するもの (7) 自動車教習所 (8) 畜舎
イ	容積率の最高限度	—
ウ	容積率の最低限度	—
エ	建蔽率の制限	—
オ	建築物の建築面積の最低限度	—
カ	建築物の敷地面積の最低限度	—
キ	壁面の位置の制限	建築物（門又は塀を除く。）の外壁又はこれに代

		<p>わる柱の面から道路境界線及び敷地境界線までの距離は1.0m以上とする。ただし、次の各号のいずれかに該当する建築物及び建築物の部分は、この限りでない。</p> <p>(1) 自動車車庫の用途に供し、軒の高さが2.3m以下であるもの</p> <p>(2) 外壁又はこれに代わる柱の中心線の長さの合計が3.0m以下であるもの</p> <p>(3) 物置その他これに類する用途に供し、軒の高さが2.3m以下で、かつ、床面積の合計が5.0㎡以内であるもの</p>
ク	建築物の高さの最高限度等	45m
ケ	垣又は柵の構造等の制限	—
コ	建築物の緑化率の最低限度	—

附 則

この条例は、令和6年3月29日から施行する。

議案第13号

海老名市自転車等駐車場条例の一部改正について

海老名市自転車等駐車場条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

令和6年2月26日提出

海老名市長 内野 優

提案理由

自転車等駐車場に関する使用料等について見直しを行いたいため

海老名市自転車等駐車場条例の一部を改正する条例

海老名市自転車等駐車場条例（平成10年条例第8号）の一部を次のように改正する。

第2条第5号中「1日」を「同一の1日」に改める。

第6条第2項に次のただし書を加える。

ただし、市長が必要と認めるときはこの限りでない。

第11条第2項中「別表第3のとおり」を「午前零時から午後12時まで」に改め、同項ただし書中「市長は、必要がある」を「市長が必要」に改める。

第17条第2項中「及び別表第3」及び「、「使用」とあるのは「利用」と」を削る。

第19条第1項に次のただし書を加える。

ただし、有料駐車場の設置の目的を効果的かつ効率的に達成することができることと認められる合理的な理由があるときは、公募によらないで選定することができる。

別表第1中「海老名駅西口第2有料自転車駐車場・原動機付自転車駐車場」を「海老名駅西口第2有料自転車駐車場」に改める。

別表第2有料自転車等駐車場の部海老名駅東口第2有料自転車駐車場の項及び海老名駅東口第3有料自転車駐車場の項中「1,000円」を「1,500円」に、「800円」を「1,200円」に改め、同部海老名駅西口第1有料自転車駐車場の項中「| 1,000円 | 800円 | 100円 |」を「| 1,500円 | 1,200円 | — |」に改め、同部中

「

海老名駅西口第2有料自転車・原動機付自転車駐車場	(1) 原動機付自転車 ア 市内に住所を有する者	—
--------------------------	-----------------------------	---

	2,000円 イ 上記以外の者 2,500円 (2) 自転車 ア 一般 1,000円 イ 学生 800円	
海老名駅西口第3有料自転車・原 動機付自転車駐車場	(1) 原動機付自転 車 ア 市内に住所を 有する者 1,700円 イ 上記以外の者 2,000円 (2) 自転車 ア 一般 500円 イ 学生 400円	—
海老名駅西口第4有料自転車・原 動機付自転車駐車場		(1) 原動 機付自 転車 200円 (2) 自転 車 100円

を

」

「

海老名駅西口第2有料自転車駐 車場	1,500円	1,200円	—
海老名駅西口第3有料自転車・原 動機付自転車駐車場	(1) 原動機付自転 車		—
海老名駅西口第4有料自転車・原 動機付自転車駐車場	ア 市内に住所を 有する者 2,20 0円		—

に改め、

	イ 上記以外の者 2,500円	
	(2) 自転車	
	ア 一般 1,000 円	
	イ 学生 800円	

」

同表備考第1号中「第1条」の次に「、第124条及び第134条」を加え、同表備考第3号中「1日を単位とし、入場1回当たりの」を「一時使用に係る」に改め、同表備考第4号中「使用承認」を「月極使用において使用承認」に改め、同号を同表備考第5号とし、同号の前に次の1号を加える。

- 4 一時使用が複数の日に至った場合における使用料の額は、一時使用料に当該一時使用をする日数を乗じて得た額とする。

別表第3を削る。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の別表第2の規定は、この条例の施行の日以後に駐車場の使用の承認を受ける者の使用料について適用し、同日前に駐車場の使用の承認を受けている者の使用料については、なお従前の例による。

議案第14号

住居表示の実施並びに町区域の設定及びこれに伴う字区域の変更について（柏ヶ谷地区）

住居表示に関する法律（昭和37年法律第119号）第3条第1項の規定により、住居表示を実施すべき市街地の区域を別図1のとおり定め、当該区域における住居表示の方法を街区方式とし、地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第1項の規定により、別表のとおり町の区域及びその名称を設定し、これに伴って字の区域の変更をする。

令和6年2月26日提出

海老名市長 内 野 優

提案理由

柏ヶ谷地区の都市基盤整備の充実及び住環境整備を図りたいため

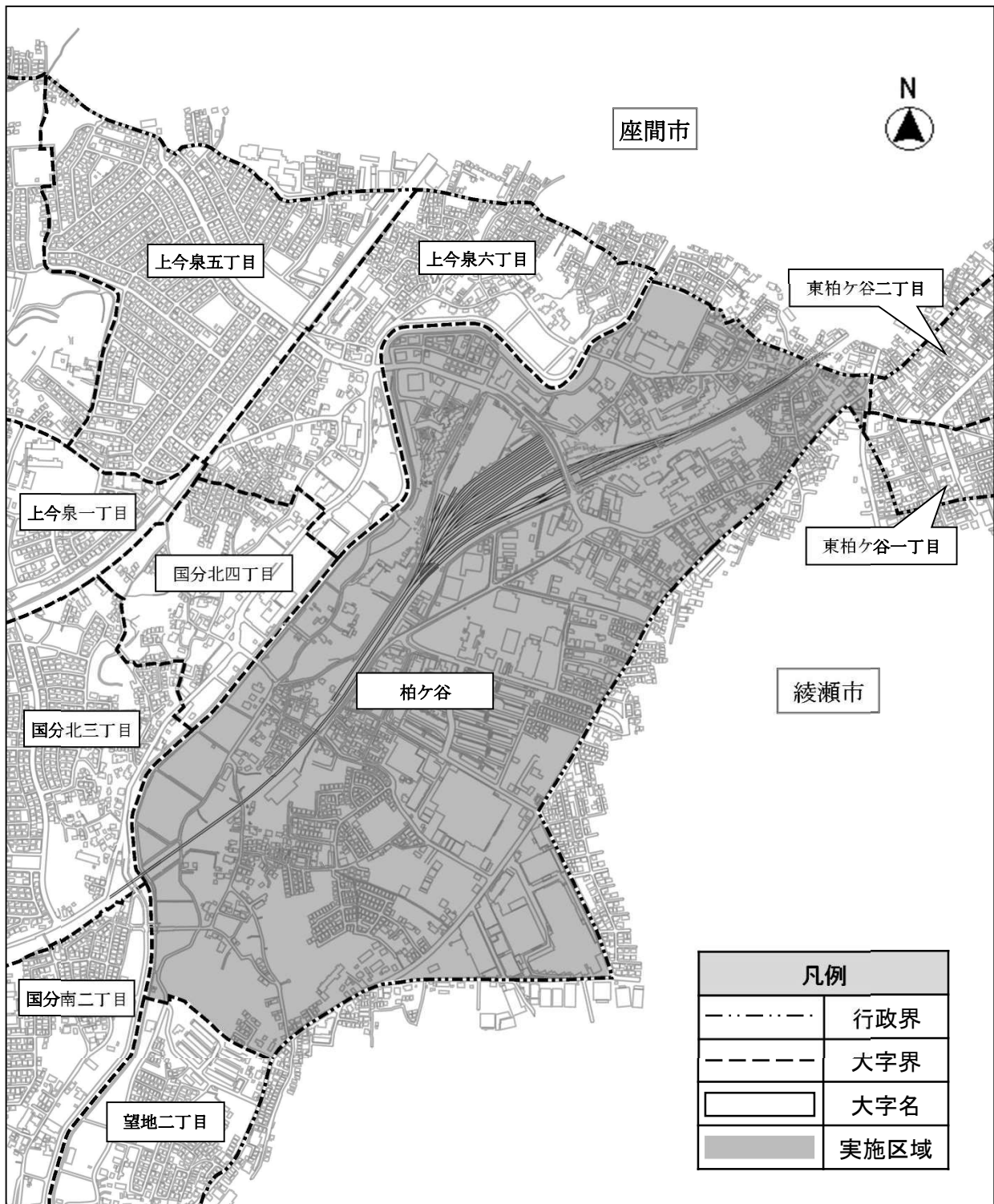
(町の区域及びその名称)

新 区 域	左に包括され変更が生じる字の区域	
町 名	字 名	区域図
柏ヶ谷一丁目	大字柏ヶ谷字天谷原の一部、大字柏ヶ谷字産川台の一部、 大字柏ヶ谷字長ヲサの一部	別 図 2 の と お り
柏ヶ谷二丁目	大字柏ヶ谷字天谷原の一部、大字柏ヶ谷字産川台の一部、 大字柏ヶ谷字長ヲサの一部、 大字柏ヶ谷字中原	
柏ヶ谷三丁目	大字柏ヶ谷字天谷原の一部、大字柏ヶ谷字産川台の一部、 大字柏ヶ谷字長ヲサの一部	
柏ヶ谷四丁目	大字柏ヶ谷字瀧ノ本の一部、 大字柏ヶ谷字峰下の一部、 大字柏ヶ谷字天谷原の一部	
柏ヶ谷五丁目	大字柏ヶ谷字瀧ノ本の一部、 大字柏ヶ谷字峰下の一部	
柏ヶ谷六丁目	大字柏ヶ谷字瀧ノ本の一部、 大字柏ヶ谷字天谷原の一部、 大字柏ヶ谷字産川台の一部	

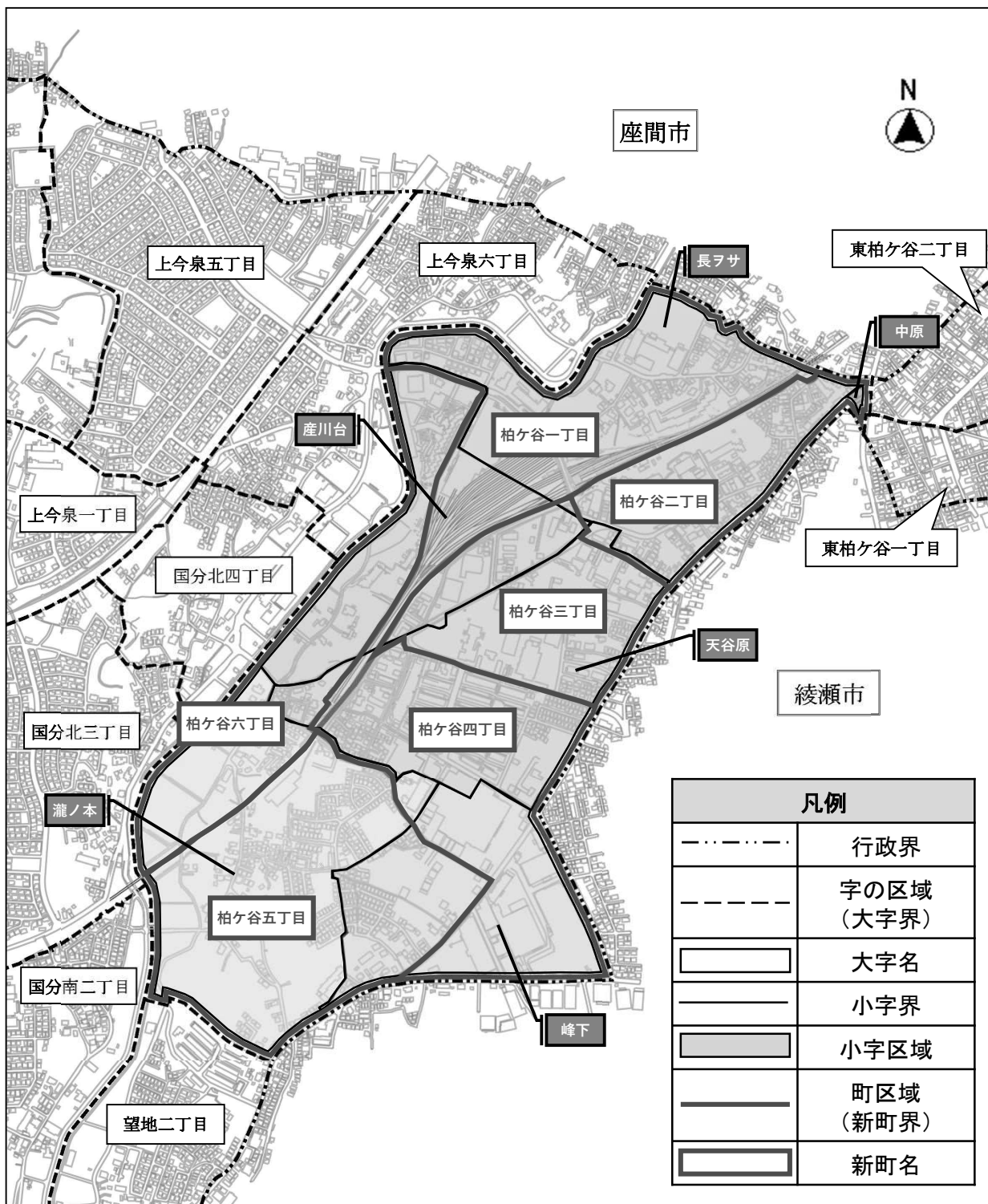
参 考

実施予定年月日 令和6年9月30日

【別図1】住居表示を実施すべき市街地の区域



【別図2】町の区域及びその名称



議案第15号

住居表示の実施並びに町区域の設定及びこれに伴う字区域の変更について（市役所周辺地区）

住居表示に関する法律（昭和37年法律第119号）第3条第1項の規定により、住居表示を実施すべき市街地の区域を別図1のとおり定め、当該区域における住居表示の方法を街区方式とし、地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第1項の規定により、別表のとおり町の区域及びその名称を設定し、これに伴って字の区域の変更をする。

令和6年2月26日提出

海老名市長 内 野 優

提案理由

市役所周辺地区の都市基盤整備の充実及び住環境整備を図りたいため

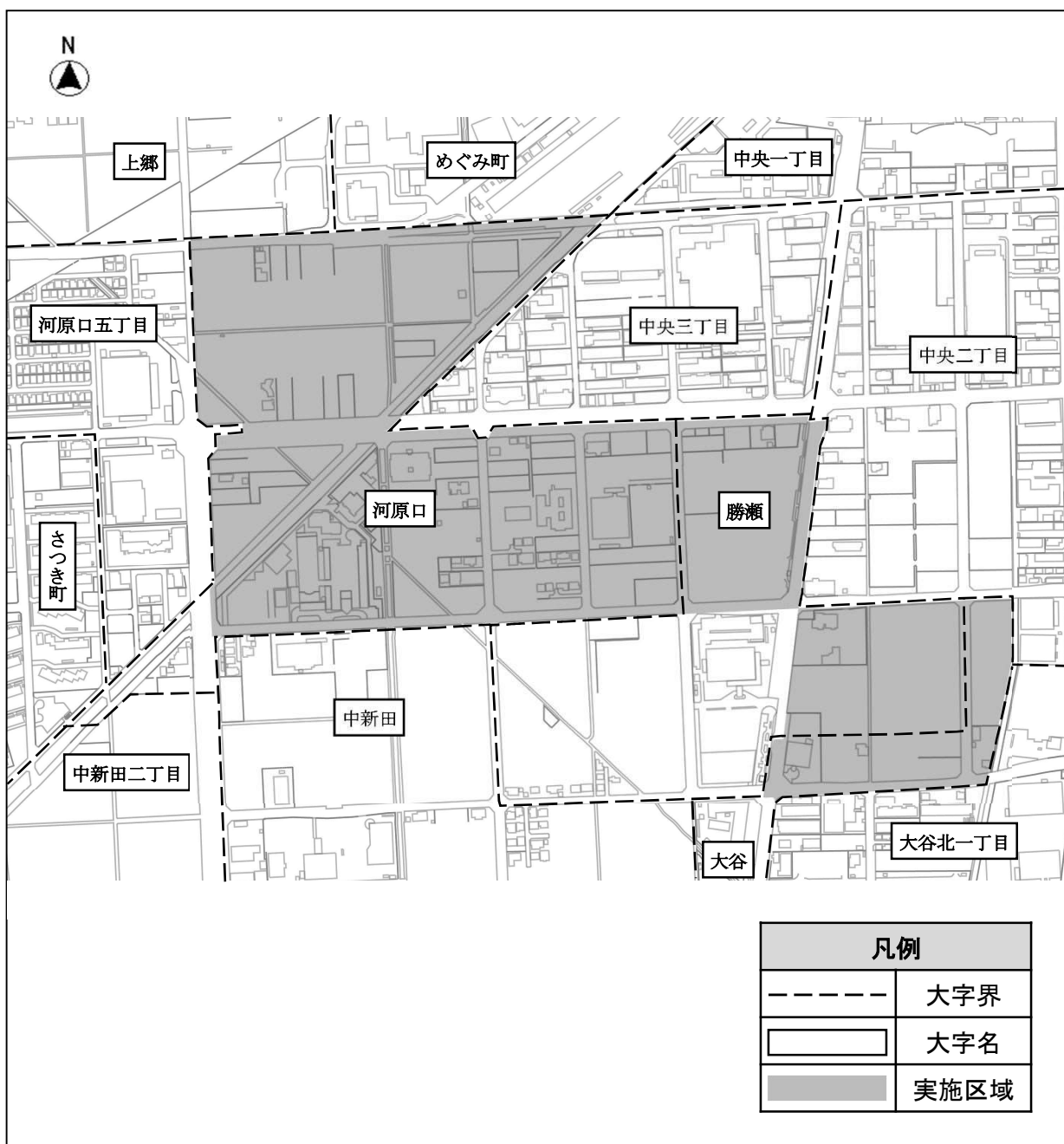
(町の区域及びその名称)

新 区 域	左に包括され変更が生じる字の区域	
町 名	字 名	区域図
河原口六丁目	大字河原口字相沢の一部、大字河原口字国分境、 大字河原口字一大縄、大字河原口字二大縄、 大字河原口字三大縄の一部、大字河原口字四大縄の一部	別 図 2 の と お り
中央四丁目	大字河原口字相沢の一部、大字河原口字八反町、 大字勝瀬字小宝の一部	
中央五丁目	大字大谷字高田、大字大谷字溝添、 大字勝瀬字小宝の一部	

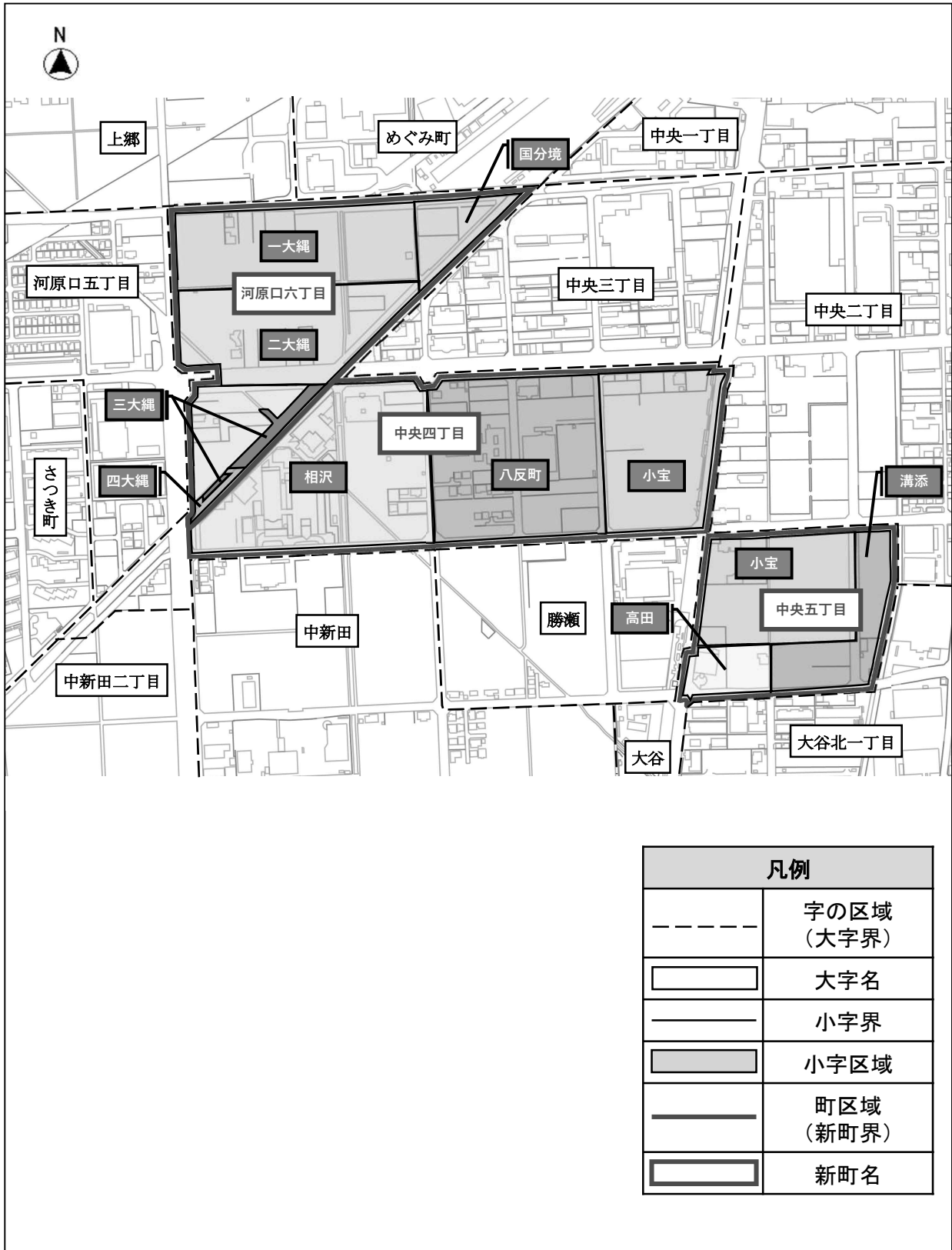
参 考

実施予定年月日 令和6年9月30日

【別図1】住居表示を実施すべき市街地の区域



【別図 2】 町の区域及びその名称



議案第16号

物品の取得について（令和6年度使用小学校教師用教科書指導書）

令和6年度使用小学校教師用教科書指導書の取得について、下記のとおり契約を締結するため、海老名市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年条例第13号）第3条の規定により、議会の議決を求める。

令和6年2月26日提出

海老名市長 内 野 優

記

- | | |
|-----------|-----------------------------------------|
| 1 契約の目的 | 令和6年度使用小学校教師用教科書指導書購入 |
| 2 物品名及び数量 | 小学校教師用教科書指導書 1, 394セット |
| 3 契約の方法 | 随意契約 |
| 4 契約金額 | 一金30, 421, 600円 |
| 5 契約の相手方 | 神奈川県厚木市東町7番2号
有限会社栄光堂
代表取締役 石村 哲也 |

提案理由

議会の議決を得た上、財産を取得したいため

参考資料

令和6年度使用小学校教師用教科書指導書購入概要

1 契約の相手方について

小学校で児童や教師が使用する、「教科書」及び「教師用指導書・教材」については、一般的な書籍と異なり、文部科学大臣から「発行の指示」を受けた教科書発行者（出版社）と教科書等供給契約を締結した教科書特約供給所しか購入することができない。

神奈川県教科書特約供給所は「神奈川県教科書販売株式会社」1社のみであり「教科書特約供給所」は各学校に直接供給するために「教科書取扱書店」と契約を締結し、教科書の完全供給に努めている。「教科書特約供給所」と「教科書取扱書店」が契約する際に「教科書取扱書店」が担当する管轄区域が決定されており、海老名市を担当する「教科書取扱書店」は、「有限会社栄光堂」のみであるため、随意契約により契約を締結するもの

2 契約名 令和6年度使用小学校教師用教科書指導書購入

3 納入場所 海老名市中新田377番地

4 納入期限 令和6年3月31日

5 購入物品

教科数	数量
11教科	1,394セット

議案第 17 号

市道の路線廃止について（市道 1150 号線）

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 10 条第 3 項の規定により、別紙の市道の路線を廃止する。

令和 6 年 2 月 26 日提出

海老名市長 内 野 優

提案理由

議会の議決を経た上、路線を廃止したいため

市道の路線廃止

図No.	路線名	起点／終点	幅員 (m)	延長 (m)
1	1 1 5 0	東柏ヶ谷六丁目1437番9地先 〕 東柏ヶ谷五丁目1436番9地先	1.80	26.10



【廃止理由】

市道1150号線 払下げに伴う路線の廃止のため

議案第18号

海老名市副市長の選任につき同意を求めることについて

地方自治法（昭和22年法律第67号）第162条の規定により、下記の者を海老名市副市長に選任したいので、議会の同意を求める。

令和6年2月26日提出

海老名市長 内 野 優

記

住 所 海老名市河原口一丁目（以下略）

氏 名 萩 原 圭 一

生 年 昭和36年

提案理由

現副市長萩原圭一氏の任期満了（令和6年3月31日）に伴い、再選任したいため

(参 考)

萩 原 圭 一 略 歴

年月	学歴・職歴
昭和59年 3 月	大学理工学部卒業
昭和59年 4 月	海老名市に奉職
平成21年 4 月から 平成22年12月まで	政策事業推進課長
平成23年 1 月から 平成23年 4 月まで	市長室参事兼政策事業推進課長
平成23年 5 月から 平成24年 3 月まで	市長室参事兼秘書課長
平成24年 4 月から 平成25年 9 月まで	市長室次長
平成25年10月から 平成27年 3 月まで	教育部長
平成27年 4 月から 平成30年 3 月まで	市長室長
平成30年 4 月から 令和 2 年 3 月まで	理事兼市長室長
令和 2 年 3 月	海老名市を退職
令和 2 年 4 月から 現在まで	海老名市副市長

議案第19号

海老名市教育委員会教育長の任命につき同意を求めることについて

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第4条第1項の規定により、下記の者を海老名市教育委員会教育長に任命したいので、議会の同意を求める。

令和6年2月26日提出

海老名市長 内野 優

記

住 所 綾瀬市寺尾台四丁目（以下略）
氏 名 伊 藤 文 康
生 年 昭和30年

提案理由

現教育長伊藤文康氏の任期満了（令和6年3月31日）に伴い、再任命したいため

(参 考)

伊 藤 文 康 略 歴

年月	学歴・職歴
昭和54年 3 月	大学文学部卒業
昭和54年 9 月から 平成元年 3 月まで	海老名市立杉久保小学校教諭
平成元年 4 月から 平成 9 年 3 月まで	海老名市立有馬小学校教諭
平成 9 年 4 月から 平成11年 3 月まで	海老名市立上星小学校教諭
平成11年 4 月から 平成16年 3 月まで	海老名市教育委員会指導室主幹
平成16年 4 月から 平成18年 3 月まで	海老名市教育委員会学校教育課主幹
平成18年 4 月から 平成19年 3 月まで	海老名市教育委員会学校教育課長補佐
平成19年 4 月から 平成20年12月まで	海老名市教育委員会学校教育課長
平成21年 1 月から 平成22年 3 月まで	海老名市教育委員会教育部参事
平成22年 4 月から 平成23年 3 月まで	海老名市教育委員会教育部次長
平成23年 4 月から 平成25年 9 月まで	海老名市立有馬中学校長
平成25年10月から 現在まで	海老名市教育委員会教育長

議案第20号

海老名市監査委員の選任につき同意を求めることについて

地方自治法（昭和22年法律第67号）第196条第1項の規定により、下記の者を海老名市監査委員に選任したいので、議会の同意を求める。

令和6年2月26日提出

海老名市長 内 野 優

記

住 所 海老名市河原口三丁目（以下略）

氏 名 雨 宮 徳 明

生 年 昭和23年

提案理由

現委員雨宮徳明氏の任期満了（令和6年3月31日）に伴い、再選任したいため

(参 考)

雨 宮 徳 明 略歴

年月	学歴・職歴
昭和45年3月	大学商学部卒業
昭和47年2月から 昭和51年11月まで	税理士事務所勤務
昭和51年12月から 現在まで	雨宮徳明税理士事務所
平成元年4月から 平成2年3月まで	海老名市立有鹿小学校PTA副会長
平成2年4月から 平成3年3月まで	海老名市立有鹿小学校PTA会長
平成9年12月から 平成16年11月まで	海老名市民生委員児童委員
平成18年12月から 平成20年3月まで	海老名市固定資産評価審査委員会委員
平成20年4月から 現在まで	海老名市監査委員 (平成30年12月3日から代表監査委員)

議案第 2 1 号

人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

人権擁護委員法（昭和 2 4 年法律第 1 3 9 号）第 6 条第 3 項の規定により、下記の者を人権擁護委員として推薦したいので、議会の意見を求める。

令和 6 年 2 月 2 6 日提出

海老名市長 内 野 優

記

住 所 海老名市河原口四丁目（以下略）

氏 名 前 場 啓 子

生 年 昭和 3 9 年

提案理由

現委員前場啓子氏の任期満了（令和 6 年 6 月 3 0 日）に伴い、再推薦したいため

(参 考)

前 場 啓 子 略 歴

年月	学歴・職歴
昭和58年3月	高等学校卒業
昭和58年4月から 平成3年4月まで	民間企業
平成14年10月から 平成28年4月まで	民間企業
平成15年4月から 平成16年3月まで	海老名市立中新田小学校PTA会計
平成19年4月から 現在まで	海老名市スポーツ推進委員
平成19年5月から 平成21年3月まで	海老名市立中新田小学校区ふれあい推進委員
平成21年4月から 平成23年3月まで	海老名市立中新田小学校区ふれあい推進地域福祉相談員
平成22年4月から 平成23年3月まで	海老名市立海西中学校PTA副会長
平成23年4月から 平成29年3月まで	海老名市スポーツ推進委員協議会会計
平成27年7月から 現在まで	人権擁護委員
平成28年4月から 令和5年3月まで	海老名市立柏ヶ谷小学校特別支援学級介助員
平成29年4月から 令和5年3月まで	海老名市要保護児童対策地域協議会委員
平成29年4月から 現在まで	海老名市スポーツ推進委員協議会副会長
平成29年12月から 平成30年3月まで	河原口地区社会福祉協議会設立委員
平成30年3月から 現在まで	河原口地区社会福祉協議会副会長
令和5年4月から 現在まで	海老名市立門沢橋小学校特別支援学級介助員

議案第 22 号

人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

人権擁護委員法（昭和 24 年法律第 139 号）第 6 条第 3 項の規定により、下記の者を人権擁護委員として推薦したいので、議会の意見を求める。

令和 6 年 2 月 26 日提出

海老名市長 内 野 優

記

住 所 海老名市国分北一丁目（以下略）

氏 名 深 澤 宏

生 年 昭和 33 年

提案理由

現委員森田聡氏の任期満了（令和 6 年 6 月 30 日）に伴い、新たに推薦したいため

(参 考)

深 澤 宏 略 歴

年月	学歴・職歴
昭和56年 3 月	大学商学部卒業
昭和56年 4 月から 平成 4 年 4 月まで	高座清掃施設組合
平成 4 年 5 月	海老名市に奉職
平成22年 4 月から 平成24年 3 月まで	障がい福祉課長
平成24年 4 月から 平成25年 3 月まで	保健福祉部参事兼障がい福祉課長
平成25年 4 月から 平成26年 3 月まで	市民協働部参事兼文化スポーツ課長
平成26年 4 月から 平成28年 3 月まで	市民協働部次長
平成28年 4 月から 平成31年 3 月まで	市民協働部長
平成31年 3 月	海老名市を退職
平成31年 4 月から 現在まで	社会福祉法人海老名市社会福祉協議会
令和元年 5 月から 現在まで	海老名市スポーツ協会理事長
令和元年 6 月から 現在まで	社会福祉法人海老名市社会福祉協議会常務理事

議案第 23 号

人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

人権擁護委員法（昭和 24 年法律第 139 号）第 6 条第 3 項の規定により、下記の者を人権擁護委員として推薦したいので、議会の意見を求める。

令和 6 年 2 月 26 日提出

海老名市長 内 野 優

記

住 所 海老名市杉久保北二丁目（以下略）

氏 名 和 田 し の ぶ

生 年 昭和 39 年

提案理由

現委員木島直子氏の任期満了（令和 6 年 6 月 30 日）に伴い、新たに推薦したいため

(参 考)

和 田 し の ぶ 略 歴

年月	学歴・職歴
昭和58年 3 月	高等学校卒業
昭和60年 3 月	専門学校卒業
昭和60年 4 月から 平成 2 年12月まで	民間企業
平成12年12月から 平成22年11月まで	民間企業
平成25年 4 月から 平成26年 6 月まで	民間企業
平成31年 4 月から 現在まで	大学通信教育課程正科生

令和5年度海老名市一般会計等補正予算（別冊）

議案第24号 令和5年度海老名市一般会計補正予算（第13号）

議案第25号 令和5年度海老名市国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）

令和6年度海老名市一般会計等予算（別冊）

議案第26号 令和6年度海老名市一般会計予算

議案第27号 令和6年度海老名市国民健康保険事業特別会計予算

議案第28号 令和6年度海老名市介護保険事業特別会計予算

議案第29号 令和6年度海老名市後期高齢者医療事業特別会計予算

議案第30号 令和6年度海老名市公共用地先行取得事業特別会計予算

議案第31号 令和6年度海老名市公共下水道事業会計予算

令和6年第1回海老名市議会定例会会期日程（案）

会期31日間

月 日	曜日	種 別	内 容	開 議 時 刻
2月26日	月	本会議	開会、諸報告、議案審議、委員会付託	午前9時30分
3月1日	金	本会議	議案審議、委員会付託	午前9時
3月5日	火	委員会	総務常任委員会 予算決算常任委員会総務分科会	同
3月6日	水	委員会	文教社会常任委員会 予算決算常任委員会文教社会分科会	同
3月7日	木	委員会	経済建設常任委員会 予算決算常任委員会経済建設分科会	同
3月11日	月	本会議	市政に関する一般質問	同
3月13日	水	本会議	市政に関する一般質問	同
3月14日	木	本会議	市政に関する一般質問	同
3月18日	月	委員会	予算決算常任委員会総務分科会	同
3月21日	木	委員会	予算決算常任委員会文教社会分科会	同
3月22日	金	委員会	予算決算常任委員会経済建設分科会	同
3月25日	月	委員会	予算決算常任委員会	同
3月27日	水	本会議	委員会報告、議案審議、閉会	午前9時30分